# 平成31年春季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知(平成31年1月23日付け消防予第5号)の別添「平成31年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。各消防本部等は、これらの事項に最大限取り組み、火災予防運動の推進に努めるものとする。

#### 1 住宅防火対策の推進

#### (1) 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられた。 平成30年6月時点の推計設置率は74.6%で、ここ数年、設置率の改善が進んでいない中、 全国的にみても年々順位が下がり続け、現在は43位となっている。

また、平成30年の本県の住宅火災は175件で、前年211件より減少しているものの、死者数(放火自殺者等を除く)は28人で、前年比5人増加している。年末には、複数の死者が出た住宅火災が相次いで発生しており、いずれの世帯でも住宅用火災警報器が未設置であったことが確認されている。

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、住宅火災が発生した際の死者数、焼損面積、損害額が大幅に減少するとの分析(※1)がなされていることから、住宅用火災警報器の設置促進に向けた取組を行っていく。特に、未設置世帯に対する取組を強化するため、設置状況の把握に努めることとする。

なお、既に設置された住宅用火災警報器についても、火災発生時に確実に作動するよう、 定期的な動作確認や電池交換を行うこと、また、設置から10年以上経過している場合は本 体の交換を行うこと等、各家庭において適切な管理をするよう指導していく必要がある。

#### (参考)

- 住警器推計設置率 平成30年6月1日 74.6% (全国平均:81.6%)、全国順位:43位 平成29年6月1日 74.7% (全国平均:81.7%)、全国順位:41位 平成28年6月1日 74.2% (全国平均:81.2%)、全国順位:40位
- 出火件数 平成30年(1~12月)632件(速報値、うち住宅火災:175件) 平成29年(1~12月)597件(うち住宅火災:211件) 平成28年(1~12月)640件(うち住宅火災:181件)
- ※1 総務省消防庁ホームページ 住宅防火関係「住宅用火災警報器の効果は?」 (http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html)

## (2) 高齢者の死者発生防止対策の推進

平成30年の本県の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は28人で、そのうち65歳以上の高齢者が17人と前年より3人増加しており、依然として高齢者の割合が半数以上となっていることから、重点的に高齢者宅へ防火訪問を行なうなど、引き続き高齢者を火災から守る対策を実施していく必要がある。

## (参考) 県内の住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く)

平成30年:28人 うち65歳以上の高齢者17人(高齢者の占める割合60.7%)速報値

平成29年:23人 うち65歳以上の高齢者14人(高齢者の占める割合60.9%) 平成28年:26人 うち65歳以上の高齢者19人(高齢者の占める割合73.1%)

## 2 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

木造建築物が密集する地域では、乾燥時及び強風時に火災が発生した場合、延焼拡大の危険性が高い。延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防対策や警戒の徹底が必要である。

また、消防法施行令の改正により、平成31年10月1日から、火を使用する設備又は器具を設けた延べ面積150㎡未満の飲食店に対しても新たに消火器具の設置が義務付けられることから、飲食店事業者に対して初期消火の重要性を啓発し、消火器具設置の指導を徹底すること。

(参考) 平成28年12月22日 新潟県糸魚川市で発生した大規模火災

## 3 消防法施行令別表第一(5)項口(下宿等)の防火対策に係る注意喚起等について

平成30年1月31日に北海道札幌市で発生した消防法施行令別表第一(5)項ロ(下宿)の 火災では、死者11名、負傷者3名(重症1名、中等症2名)の被害が発生した。

類似の火災による被害の発生を防止するため、下記防火対象物について、平成30年2月1日付け消防予第26号消防庁予防課長通知(別添写し)のとおり注意喚起及び指導の徹底を図ること。

また、必要に応じ、建築部局及び福祉部局との情報共有及び連携を図るとともに、地域の 実情に応じ、消防団や婦人防火クラブ、介護支援専門員(ケアマネジャー)、民生委員などの 主体と連携し、住宅防火訪問の一環として実施するなど、効果的な方法での実施を図ること。

#### ○ 対象とする防火対象物

消防法施行令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物(寄宿舎又は下宿に限る。)のうち、 次の条件を全て満たす防火対象物。

- (1) 昭和50年以前に新築されたものであること。
- (2) 2 階建て以上であること。
- (3) 延べ面積が150㎡以上であること。
- (4) 木造であること。

## 4 林野火災予防対策の推進

平成30年は57件(速報値)の林野火災が発生しており、その6割以上が3~5月に発生している。

この時季は、春を迎えての火入れやたき火、入山者の増加等が見込まれることから、本 年においても引き続き、林野火災予防対策を推進する必要がある。

## (参考) 近年の主な林野火災の発生状況 (3~5月)

平成27年3月28日 浪江町 焼損面積:10ha 出火原因:たき火

平成28年3月30日 伊達市 焼損面積:38ha 出火原因:線香

平成28年4月3日 南相馬市 焼損面積:32ha 出火原因:建物火災からの延焼

平成29年4月29日 浪江町·双葉町 焼損面積:75ha 出火原因:落雷

平成29年5月8日 会津坂下町 焼損面積:10ha 出火原因:建物火災からの延焼

## 5 地域における防火安全体制の充実

社会経済情勢の変化等から消防団員や女性防火クラブ員が減少しており、地域防火安全 体制の充実を図る必要がある。

## (参考) 県内の消防団員数及び女性防火クラブ員数

消防団員数 30.4.1:33,149人 29.4.1:33,456人 28.4.1:33,798人

女性防火クラブ員数 30.4.1:44,392人 29.4.1:46,338人 28.4.1:46,704人